

副本

昭和五六年(ワ)第四二一〇号

昭和五八年四月二五日

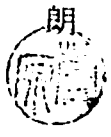
原告	被告	同
(株)早川書房	(株)徳間書店	堀晃

右原告代理人

弁護士 五十嵐 敬

同 菅原 哲

同 堀 敏



東京地方裁判所民事第二九部 御中

東京都港区赤坂二丁目二番二一  
号永田町法曹ビル二階  
千一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

東京地方裁判所民事第二九部

原告及び被告堀晃間の出版契約について

一、法的性格

原告及び被告堀晃間には、単行本「太陽風交点」文庫本「太陽風交点」についてそれぞれ出版契約が存在する。(なお被告らは文庫本「太陽風交点」につき、原告と被告堀晃間に出版契約はなかつた旨主張するが、全く事実に反する。昭和五五年一月二一日、原告は同社編集部員細井志津子を被告堀宅に派遣し、文庫本「太陽風交点」出版を申し出たところ、被告堀晃はこれを了承しているのである。そのことは、被告堀晃も認めている。ただ被告堀晃は、右細井との契約を個人的なものであると強弁するが、全くナンセンスである。原稿依頼、出版契約等については、著者と

東京都港区赤坂二丁目二番二一  
号 永田町 法曹ビル 二階  
千一〇七 電話(五八六)三六五(代表)

出版社の担当者との間で契約が成立すれば、それは当該出版社と著者との間で契約が成立したということなのであり、それは出版界のみならず会社組織で動いている場合の常識である。被告堀晃は、出版社の代表取締役が契約にタッチしなければ、契約は成立しないとも考えているのであろうか。

被告堀晃は、これまで原告より単行本「太陽風交点」文庫本「梅田地下オデッセイ」を出版し、SFマガジンにも多数の小説を掲載しているが、そのいずれもが担当者と同被告との間の合意に基づいてなされているのである。このことは右合意が原告と同被告との間の合意他ならぬことを明白に示している。なお、右契約が存在することは、その翌日、原告において文庫本「太陽風交点」の出版準備を開始したことをみても明らかである。

さて、右各契約の法的性格は、出版権設定契約である。けだし一般的にいつて、単行本もしくは文庫本のような書籍出版の場合、著者及び出版社とも一般に永続的な出版を意図しているのであるから、原則として、出版者が排他的独占的な出版権を取得する出版権設定契約であると考えるべきであり、他方、雑誌のような定期刊行物の場合には、一般に著作物の一回限りの利用を意図しているから、出版者に独占的な権利を取得する必要はなく、その契約は出版許諾契約であると考えられるのである。後述するように半田正夫教授も同旨のことを述べておられる。

このことは、出版界に、単行本刊行後三年以内に他社よりその著作物を刊行してはならないという慣行が存在することからも明らかである。けだし、出版界では単行本の出版契約を出版権設定

契約であると考えているからこそ、著作権法八三条に従い、三年間は当該著作物を他社から出版していないのである。

なお、この点につき被告徳間書店は、乙第六号証をもつてかかる慣行の存在を否定する。しかし、右乙第六号証はむしろかかる慣行の存在を認めるものなのである。その詳細は甲第四二号証のとおりであるが、これから明らかのように、三年以内に他社より出版されたケースをみると、①かかる出版をなしている出版社は、きわめて一部の出版であること（乙六号証にあるように、わずかに二〇社）、②かかる出版をしている出版社の昭和四六年から同五六年までの総出版点数とかかる出版物の点数とを対比してみると、その占める割合が一割をこえる出版社は、角川書店、被告徳間書店、光文社の三社にすぎず、その割合をみると角川書店

二・五八%、被告徳間書店一・〇四%、光文社一・四一%ときわめてわずかであること、③かかる出版の傾向は最近になって急増していることが明白である。

このことから明らかのように、他社の本を三年以内に刊行するということは、出版社数からいってもまた出版点数からいっても例外的なものであり、かつ、かかる出版をしている出版社においても一般的ではないのである。なお、被告徳間書店を含む前記三社においてその出版物の中に占める割合が他社に比し高く増加傾向にあるということは、出版の文化的創造的役割を放棄し、利潤のみを追求するため、右三社が出版界の慣行を破り、他社出版物の三年以内の刊行を意図的組織的に行っていることを示すものといえよう。その出版界の慣行を無視した強引なやり方が、「角川



商法」「文庫戦争」などといわれ、特別視されるゆえんもここに  
ある。

そこで、現に出版にたずさわっている出版社のこれらの点に  
関する認識について、いくつかあげてみよう。

(1) 昭和五六年四月三〇日付情報春秋（講談社文庫出版部安戸芳  
夫部長）

「他社の出版権について、三年の存続期間は尊重しますか。

「原則的にはそうしています。」

「例外もある。」

「あります。著者の希望とか客観的情勢が要請する場合です  
ね。ただ、その場合でも相手の出版社の同意は必ず得るよう  
にしています。いずれにしても一次出版権は大事にしていま

東京都港区赤坂二丁目二番二一号  
永田町 法曹ビル 二階  
〒一〇七 電話(五八六)三六五(代表)

たいと考えていますから、自社のものについても、大体三年のメドでやっています。

ただこの期間が最近はやまっています。著者によつては、文庫に比べて親本が売れなくなっている。二年位すると、まだ文庫にしないのか、とおこられたりすることもあります（笑）。そこで自社のものについては多少早まる傾向はあるようです。しかし、三年間というのは基本的ルールとして守りたいですね」（甲第二八号証）

(2) 同年六月二〇日付情報春秋（中央公論社 鈴木崇生氏）

―出版権の存続期間は、特別な取り決めがない限り三年となっていますが、最近は三年以内でも文庫にするケースがあるようです。このことについてはどうお考えですか。

東京都港区赤坂二丁目二番二一〇号  
永田町法曹ビル二階  
千一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)



「三年間というのは、これまで自然に出来てきた法則みたいなものですから、大体それに則するという基本線がいいのではないですか。あとは各社で、三年間は絶対に(文庫化)しないという社内の内規を守るなら、それはそれでいいし、ところによつては二年というところもあるでしょうし、ベッタス版に重きを置けば半年後に出たつて別に問題はないでしょう。その点は各社間で、どうしてもひらきが出てくるのはやむをえないと思いますね。」

「中公さんの社内では、自社のものを文庫化する場合の内規はあるのですか。」

「一応、三年です。ただ、実際にはもっと早く文庫にする場合もあるし、三年経つたら必ず文庫にするというわけでもあ



りません。まア、一応のメドが三年ということですよ。二年半で映画化の話でも持ち上れば、そこで文庫にするということはありませんね」

(中略)

「文庫を持っていない版元さんのものについては、三年(あるいは実績のある期間)を尊重するとゆうことですか。

「ええ、かつてうちでも全部を持っていかれたというつらい経験がありますからね。ですから、ヨソから何でも持つてくるという形をあまり好まないということですよ」(甲第二九号証)

(3) 同年五月二五日付情報春秋(集英社 大波加弘氏・山崎隆芳氏)

「一次出版権について、三年の存続期間を尊重しますか。」

「他社のものも、また自社のものについても三年間は動かさないようにしています。ただ、出版権というのは権利であるとともに、それに伴う義務（絶版にせず売っていく）もあるわけです。仮に、うちがその義務をはたしていないとすれば（他社から出版されても）仕方がないでしょうね」（甲第三〇号証）

(4) 同年四月一〇日付情報春秋（新潮社 佐藤浩太郎氏）

「うちでは一次出版権は尊重しますから、三年間は（他社の本の）文庫は考えません。ただ著者に対しては予め文庫の約束だけはしておきます（覚書を交すこともある）。三年たてば解禁というニュアンスで考えていますが、その場合でもその会社が親版を売っている限り、あるいは在庫が確認される

限り、うちでは無断では出しません。三年経ってどこの書店にもない、書協の書籍総目録にも載っていない、その出版社にも在庫がないということが確認されれば、出版権は消滅したとみなし、黙って出します。うちの本に関し、他社が文庫にする場合も同様です。(後略) (甲第三一号証)

以上のように、出版にたずさわる者の認識は、単行本もしくは文庫本という書籍の出版契約は、出版権設定契約であるという認識であり、三年間は他社出版物を出版しないという慣行の存在も明白である。

他方、著作者の側からみても、かんべむさし作成にかかる甲第七号証の「出版権消滅に関する通知」に明らかのように、著作者の認識としても単行本もしくは文庫本の出版契約は出版権設定契

約なのである。

このような出版界の状況をふまえて、具体的な出版契約の法的性格について半田正夫教授は、次のように述べておられる。

「出版を目的として締結される著作権者と出版者との間の数種類の契約のうち、実務上、出版契約として意識され呼称されているものは出版許諾契約と出版権設定契約の二種だけであり、出版の形式が書籍であるか雑誌のごとき定期刊行物であるかによつて両者の使い分けがなされているようである。すなわち、書籍出版の場合には一般に永続的な出版を意図するものであるから、出版者に排他的・独占的権利を与える出版権設定契約がその主流を占め、出版許諾契約の例は比較的少ない。もつとも出版契約を口頭で結ぶ例は多いが、この場合でも出版者側は出版権の設定を意識しているといつてよい。これに反し、雑誌出版の場合には一般に著作物

の一回かぎりの利用を意図するものであるから、出版者として独占的な権利を取得する必要はなく、したがって出版許諾契約が締結されたものと解するのが普通のものである。」（実用法律事典10「改訂著作権」二三五頁）

すなわち、原則として書籍出版∥出版権設定契約、雑誌出版∥出版許諾契約と考えるべきだといふのである。

以上のとおりであるから、本件の各出版契約が出版権設定契約であることは明らかである。

## 二、出版権設定契約の要件

出版権設定契約の成立要件は、著作権者（契約当時すでに著作物を完成し著作権者たる地位を確保している者であることを要する）と出版者との間で出版権設定についての合意があること、そ

東京都港区赤坂二丁目二番二一号  
永田町法曹ビル二階  
千一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

れだけである(前掲書二四二頁)。それは書面によることを要しないし、発行部数や定価を定めることも要しない。(なお、出版界において書面によらない口頭契約が一般であることは、昭和五六年八月三一日付原告準備書面で詳述したとおりであり、被告堀晃もその本人尋問で被告徳間書店以外の出版社との間での出版契約がいずれも口頭であることを自認している。)

従って、単行本「太陽風交点」については、昭和五三年一〇月ころ、文庫本「太陽風交点」については昭和五五年一二月二一日原告と被告堀晃との間で右各合意がなされているので、前者については昭和五三年一〇月ころ、文庫本「太陽風交点」については昭和五五年一二月二一日、それぞれ出版権設定契約が成立しているといふべきである。

なお、単行本「太陽風交点」に関し、被告堀晃は丙第一号証の一をもって出版の申込と主張するが、全く常識に反するものである。甲第三二号証から明らかかなように、その時点ではすでに刷了し、製本を待つばかりの段階なのである。出版契約もないのに、出版社がかかる多額の金員と多数の人員を投入するはずがない。仮りに、被告堀晃の主張どおりとするなら、この時点で出版の申込を拒否されても、出版社は著者に文句を言えず、出版社としては多大の損害を被ることになる。営利企業でもある出版社が、契約もないのに、従って出版を拒否されても文句を言えないという不安定な状態で、出版の準備をするなどとうてい考えられぬことである。

しかも被告堀晃も認めているように、原告は被告堀晃に対して





出版の進行状況、出版の時期等について報告しているのであり、被告堀晃はそのことに非常な関心を寄せているのである。加えて丙第七号証等によると、被告堀晃は昭和五四年二月二二日、出版の遅れを理由に原稿を引きあげたいとも述べたというのである（原告はこの事実については否認するものであるが）、かかる被告堀晃の態度が出版契約の存在を前提とするものであることは明白である。明らかに、その行動と主張は矛盾しているといわざるをえない。

東京都港区赤坂二丁目二番二一号  
永田町 法曹ビル 二階  
千一〇七 電話(五八六)三六五(代表)

東京都港区赤坂二丁目二番二一号  
永田町法曹ビル二階  
千〇七 電話(五八六)三六五一(代表)